

埼玉県農林部が所管する公の施設の指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県農林部（以下「農林部」という。）が所管する公の施設の管理を行わせるものとして適当なもの（以下「指定管理者候補者」という。）を選定するに当たり、適正な審査を行うため、「埼玉県農林部が所管する公の施設の指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 選定委員会は、農林部が所管する公の施設の指定管理者候補者を選定するに当たり、当該公の施設設置・管理条例及び規則並びに公の施設ごとに策定した指定管理者募集要項に基づき選定基準を策定し、申請書等提出書類の審査等を行う。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から知事が就任を依頼する。

- (1) 当該公の施設の管理及び業務に専門的知識を有する者
- (2) 公認会計士
- (3) 農林部副部長及び食品衛生安全局長
- (4) その他、部において必要と認める者

3 委員の少なくとも過半数は、県職員以外の外部の専門的知識を有する者から選任する。

4 指定管理者となるため申請を提出しようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の役員である者は、委員となることができない。

5 委員の任期は、指定管理者候補者の選定をもって終了する。

(委員長)

第4条 選定委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する

(運営)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、これを開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議の議事は、出席員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(審査等)

第6条 選定委員会の審査において、委員が審査対象となっている法人等の顧問弁護士その他の利害関係人であるときは、当該委員は、当該法人等の審査から除くものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員長又は委員は、直接的、間接的を問わず、申請者に対し特別な援助、助言等を行ってはならない。

2 委員長及び委員その他関係者は、委員会の内容又は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。